

## 対外直接投資を呼び込むバングラデシュの戦略

チーム・I

中村彬良(東京農工大学4年)

加藤浩介(東京大学2年)

橋本美希(明治大学2年)

### 1. 動機

バングラデシュは南アジアにある国家で、最貧国(LDC)に数えられている。独立から40年が経過するにも関わらず未だに貧困から抜け出せないでいるが、その原因としては、災害、人口、不安定な政治体制が挙げられる。海拔が非常に低いために雨季には国土の大半が水没するバングラデシュでは、サイクロンによって国土に甚大な被害が与えられ、その度にインフラが壊滅的な被害を受け続けてきた。日本の40%にも満たない国土に1億5千万人を抱え、人口密度は都市国家を除いて世界最大である。政治に関しても独立後長期にわたって軍事政権が維持されたが、1991年に憲法が改正され議院内閣制に移行した。しかしそれ以降5年毎の総選挙のたびに政権が交代し、政情の安定は達成されていない。2007年には選挙を巡る対立で非常事態宣言まで発令されている。

独立以来GDPの成長率は5~6%を維持してきたが、未だ増加する人口に間に合うだけの経済規模を確保することができないバングラデシュに対しては、日本をはじめ世界各国から援助が行われている。改善の努力が見られたものの、現状では国家予算の1/3が外的援助に依るものであり、国内財源に関しても援助がらみの輸入品に対して課税が行われるなど、大幅に外的援助に依存している。大量に流入する援助資金の配分を巡って政治が展開し、それに国内経済が翻弄されている。

一方で、中国やASEAN諸国の労働者の賃金が上昇するに従って、バングラデシュはアジアにおける新たな安価な労働力の供給市場として注目を集めているのも事実だ。バングラデシュは物価が安く失業率は著しく高い。そのため、賃金水準は世界最低レベルであり、日本をはじめ、世界各国の企業が進出先として目を向け始めている。さらにグラミン銀行の成功により、バングラデシュはBOP(Base Of Pyramid)を対象としたビジネスの実験場としての地位を確立し、グラミン銀行とグローバル企業が協力して貧困層を対象としたビジネス(BOPビジネス)を立ち上げる試みは、新たなモデルとして世界中の関心を集めている。

こうした中、外国企業が進出しやすいような環境を整備し、投資を積極的に受け入れていくことはバングラデシュにとって急務であろう。アジアにおける新興国であるNIES諸国やASEAN諸国も、発展の鍵となったのは外国からの投資(対外直接投資)であった。対外直接投資は途上国に資金をもたらすだけでなく、新たな雇用や技術、労働力の質的向上に

寄与し、新たな発展に必要な経済の基盤を構築するきっかけとなる。

一方で、外国からの投資の急速な流入は、既存の産業に打撃を与えるなどといった軋轢を生む可能性もある。また対外直接投資は、植民地時代のような先進国による経済的支配であると批判されている側面もある。バングラデシュが自らの利益を最大化するためには、一貫した戦略とバランス感覚が必要とされることは言うまでもない。

対外直接投資を増やしていくには、そのためのインフラの整備や手続きの簡略化などの環境を整備していくことが必要であることは自明であるため、投資環境には注目していない。私たちは今後バングラデシュが対外直接投資を巧みに活用し、経済発展を続けていくためにはどういった戦略が必要かについて考察を進めた。

本研究では、対外直接投資の定義を述べた後、文献調査によって、他国の成功事例を踏まえながら対外直接投資とそれに関する政策の概況を俯瞰した。その後、国内訪問では大使館や JICA などを訪れて、現在のバングラデシュにおける対外直接投資に対する戦略について伺う他、企業を訪問して、なぜバングラデシュに投資したのか、そしてどのようなメリットや困難を受けているのかについて訪ね、バングラデシュの政策の問題点について考察する予定である。ここで一旦仮設を立て直し、現地調査では実際の直接投資が行われている現場を見学するとともに、政府機関を訪問してさらに具体的なお話を伺うことを予定している。

## 2. 文献調査

### (1) 対外直接投資の定義

直接投資のうち国外の企業が国内に対して行うものを対外直接投資(海外直接投資):FDI にとり。バングラデシュ投資庁は対外直接投資の定義を UNCTAD とその World Investment Report(2006)に従っている。その中には「対外直接投資とは外資や子会社よりも、居住権を持つ者(外国の投資家あるいは親会社)が投資対象との長期間の関わりを前提に事業の継続のために行う投資であり、一方でその支配度を反映する投資でもある。」と書かれている。

直接投資の形態には大きく分けて、①新たに投資先国に法人を設立する形態のもの(工場の設立などを伴うものなど。一般的に、グリーンフィールド投資と言われている。)②既存の投資先国企業と株式取得・交換を通じ、提携などパートナーシップを結ぶもの③既存の投資先国企業を買収するものがある。②, ③の提携及び買収については、一般的にM&A(合併・買収)と呼ばれており、近年は、新たに一から企業を立ち上げるよりも既存の投資先国企業とのパートナーシップを活用した方が早く市場に浸透できるなどの理由から、M&Aによるものが増加している。

### (2) 対外直接投資の意義

一般的に、製造業の対外直接投資が投資国の貿易に与える効果については、(1)輸出誘発

効果、(2)輸出代替効果、(3)逆輸入効果、(4)輸入転換効果（以上、下記参照）が指摘されているほか、貿易への効果を通じて、投資国の国内生産に対しても誘発効果を及ぼすとされる。

(1)輸出誘発効果：主として海外生産活動の初期の段階では、生産に必要な設備や原材料等の資本財・中間財の多くが投資国から生産拠点へ輸出されるため、海外生産活動の増加にともなって投資国から進出先への輸出が誘発される。

(2)輸出代替効果：海外生産活動が軌道に乗るにしたがい、投資国から生産拠点への最終製品の輸出が進出先における現地生産に代替され、さらには進出先から第三国への輸出が始まります。これに伴う、投資国から進出先、及び第三国への輸出の減少を「輸出代替効果」と呼ぶ。

(3)逆輸入効果：投資国企業による進出先からの輸出は投資国へも向かい、投資国の海外生産拠点からの輸入（逆輸入）が始まり、投資国の輸入の増加に寄与する。

(4)輸入転換効果：上記(1)～(3)の効果による輸出額と輸入額に対する影響は、それぞれが投資国の国内生産への効果を通じて、その生産に用いられる原材料等の輸入額の変化を引き起こすと考えられるため、これを「輸入転換効果」と呼ぶ。

また、受け入れ国(進出国)については

- ・上記(2)より→現地生産による国内産業の活発化
- ・上記(2)(3)より→投資国、及び第三国への輸出の増加
- ・上記(4)より→原材料等の輸出額の変化といった効果が考えられる。

しかし、この享受の度合いについては例えばカンボジアにおいて旧式で資本節約的な技術が多く導入されたため技術移転の恩恵を受けられなかったように、各国の状況・政策により異なる。

### (3)雁行型発展

経済学者の赤松要教授は東アジアにおける経済成長は雁行型発展であると表現した。ある国で輸出が増えるとその国の通貨や賃金が上昇し、その産業における比較優位性が失われてくる。すると、それらの技術を持って、先行する国があとに続く国へ、既存の産業分野についての直接投資を行うようになる。こうして日本に始まり、NIES 諸国、ASEAN 諸国と後を続くようにして、軽工業から、重工業、電子産業と時間差をもちながら産業構造の転換が起こっていったのである。

また NIES 諸国の中でも台湾は、世界に先駆けて「輸出加工区」を設置したことで知られる。輸出加工区は、あるエリアに集中してインフラ整備を行うとともに、工場を誘致した企業に対して税制的な特典を与えるというものである。当初はプランテーションと同様であるといった批判を受けたが、台湾の場合は不足していた外貨や技術の獲得、そして雇用の創出の場となり、今後の経済発展の足がかりとすることができた。後に韓国と香港もこのモデルを踏襲していき、ASEAN 諸国も同様な手法で対内直接投資を増やしていった。

このように東アジア地域の経済発展の足がかりは、対外直接投資の誘致だったのである。ASEAN 諸国が経済的に成熟し、労働者の賃金が上昇しつつある今、南アジアはあらたな労働集約的産業の拠点として注目されつつある。

台湾はその後、経済テククラートを中心に、重工業を発展させるために公共投資を増やす、シリコンアイランド構想では、特定の産業に多額の支援を行うなど、状況に応じた適切な政策を実施してきた。このように、政府がそれぞれの経済発展の局面において適切なメッセージをだし、政策を実行に移していくことが重要である。次項ではインドネシアとカンボジアを例に取り、対外直接投資の融資に関して具体的にどのような政策が取られているかについて検証した。

#### (4)対外直接投資に関する政策、法律

バングラデシュの政策に注目する前に、より投資の誘致が進んでいる ASEAN 諸国の中から発展度合いの異なるインドネシアとカンボジアに注目し、バングラデシュと重ねあわせて、政策の共通点と相違点を調べた。

対外直接投資の誘致に際しては、外国企業に対する取り決めに定めた投資法と、担当の省庁が存在する。インドネシアの場合は 1967 年に外国投資法が定められ、外国資本による事業、利潤の海外送金、国有化措置に対する外資資産の保護、外国人の雇用などが認められた。インドネシア共和国投資調整庁は投資案件の許認可権限を持ち、様々な手続きの窓口となっている。カンボジアにおいても、1994 年、投資法が定められ、送金の許可や、特定の産業に対する奨励策などが規定されている。投資計画についての査定はカンボジア開発協議会に委ねられている。

両国とも、投資する企業に対してインセンティブを与えているが、ある特定の条件を満たす企業に対しては特典を与えている。インドネシアは、①大量の雇用創出②優先産業分野③インフラ開発④技術移転⑤先端分野⑥遠隔・未開発地域⑦自然保護⑧研究開発⑨中小企業⑩国産資本などの使用であれば、税制的なインセンティブを与えている。カンボジアでも、(1)大規模な投資、(2)労働集約型産業、(3)輸出型産業、(4)国境地域に近い地方部への投資、(5)女性やハンディキャップ者を雇用する投資を優遇している。

具体的なインセンティブの与え方としては、法人税や固定資産税の免除や減免、またその期間の伸長、設備投資や原材料の輸入にかかる関税の減免、事業者権や土地利用権などの期間延長などが挙げられ、国によって大きな差は見られなかった。

一方で相違点も存在する。概していうと、カンボジアはインドネシアと比較すると投資する側にとって有利な条件を提示していると言える。インドネシアの場合、2007 年に新投資法が制定される以前は内国投資法、外国投資法によって国内企業と外資を明確に区別してきた。土地関連の権利についても 30 年しか認めていなかった。(現在 70~95 年に延長された)。また現在においても、商業分野においては外資の参入が規制されている。一方、カンボジアは 1994 年の投資法制定以来、土地関連の権利以外に関しては、基本的に国内企業

と外資を区別していない。そのため小売業にも自由に参入することができるようになっていいる。土地に関しても最長 70 年までの長期リース契約が認められている。カンボジアがこうした自由化を促進してきた理由としては保護すべき国内産業があまり発展していなかったというのと、他国と比較しても投資を呼びこむ上でそれほど比較優位な条件がみられないため、制度的なインセンティブを与えることで投資立国を目指そうとしていると捉えることも可能であろう。

#### (4) バングラデシュの現状

バングラデシュにおいても様々な投資を呼び込むための政策が実施されている。1980 年には外国民間投資法が制定され、バングラデシュ輸出加工区庁が設置され、現在までに 8 箇所輸出加工区が設置されている。

ジュート、繊維、化学などの主要産業は国営企業が以前は握っていたが、1993 年に民営化局が設立されたからは 54 社が民営化され、計画経済体制から市場経済体制への転換が進められている。国営だった企業はインフラが整備されていて、こういった企業に対する投資はメリットが大きい。繊維関係が大半を占める輸出産業は、投資が集中する一方、多様性に欠けている。プランテーションの例からもわかるように、輸出品目が一産業に集中してしあうのはリスクを高めてしまう。以下にして、他の産業を発展させ、投資を集めるかが課題である。

政策に関しては、インドネシアやカンボジア同様、抜本的な税制的なインセンティブを与えている一方で、海外送金を自由に許可していない。

規模を見ても、バングラデシュへの投資額を一人当たりに換算すると、インドネシアとカンボジアと比較しても著しく小さい。

### 3. 目的

バングラデシュの対外直接投資誘致戦略をまとめ、他国の状況やバングラデシュという国の様々な特性を踏まえた上で、戦略の問題点、そして考え得る改善点について考察する

### 4. 仮説

対外直接投資の推進により、東アジア諸国同様、バングラデシュにおいても工業化が可能である。

### 5. 国内訪問

- ・ (株)ルナライト
- ・ UNIDO (国際連合工業開発機関)

バングラデシュに投資している企業に訪問し、バングラデシュに投資をしている理由や、実際にバングラデシュに投資する上でのメリットやデメリットについて伺った。

## 6. 現地調査

ルナライト、ドリームベンガル、CBC、ユニクロ、PQC、bracNet、在バングラデシュ大使館、バングラデシュ投資庁関係者から話を伺った。また海外企業が実際に投資を行っている現場取材した。

## 7. 日本企業によるバングラデシュへの投資の現状

企業がバングラデシュに進出した最大のきっかけは、人件費の低さがあげられる。当時の中国の人件費の約1/3~1/2程度で、なおかつしばらくの間人件費が上昇しないことを見越して、縫製業など労働集約的な産業における投資が20年ほど前から始まっていた。手先が器用で、男性にくらべ比較的集中力があるので、女性の雇用が8割以上を占める。またEPZにおける関税免除など、インドに比べ規制が緩かったことも進出の要因にあげられる。従来は生き残りをかけて進出した中小企業が多かったが、近年では大企業のバングラデシュ進出も見られる。

## 8. バングラデシュへの投資における問題点

問題点は多々あるが、その中で最も深刻なものは不安定な電力供給である。そのため製造機械の使用が困難で、複雑な制作過程を必要とするハイテク産業などはいまだ進出できていない。また国土が狭く、人口が多いため、国内のEPZは現在ほぼすべて埋まっており、空きがない状態である。それに加え、脆弱なガバナンスのせいで、スピードマネーいわゆる賄賂がたびたび要求される。また文化的な差異もあるが、従業員の教育レベルの低さや宗教上の祝日数や曜日の違い、彼らの持つカースト制にも似た職級意識により、仕事がなかなかかどらないという側面もある。

ポストチャイナとして注目を集めてきているバングラデシュだが、中国から日本への輸出に比べ、約3倍の時間と費用がかかる。また国内のインフレーションに対応するため2010年11月に最低賃金が2倍に跳ね上がったこともあり、安価な労働供給先という見方に懐疑的な見方もあるよう。

ロット数が少なく、なおかつ高品質のものを求める日本企業は、近年では現地であり快く思われていないようである。

## 9. 政府の対応

緊急の課題は電力供給と土地不足である。電力供給は丸紅やロスアトム社などの発電所建設計画を受け、2013年までに現在のほぼ2倍の供給量を目指す。また、まだ構想段階だが、土地の所有権の電子化も計画されている。ほかにも経済特区(SEZ)や投資環境整備の行動計画の制定が求められている。今後バングラデシュが経済成長するためには産業の多様化が必要不可欠である。そのためには産業別の優遇措置も必要になってくるだろう。電

子産業の発展については NIES の模倣が必要だと思われる。このように政府の柔軟で戦略的な姿勢が要求されている。

## 10. 結論

さらなる工業化のために、投資環境の整備は必要条件である。電力供給の安定化、土地法の制定、外国政府と協力し行動計画の制定は早急に行われるべきである。また賃金の上昇により従業員の高付加価値化が必要になってきている。従業員一人一人のコストパフォーマンスを向上させるとともに、職級意識を撤廃し情報の共有や協力を意識させなければならない。

## 11. 考察・今後の課題

EPZ に投資したことによる直接的効果だけでなく、技術移転や従業員の教育など周辺産業にも波及効果が認められている。また女性が就業することにより、女性の地位向上や貧困削減にもつながっていることから、対外直接投資の重要性を再確認できた。特定な産業に対する税制的な優遇や、優先的な電力や土地の供給など、東アジア諸国のように政府の戦略的なサポートが今後は必要になってくるだろう。

## 12. 参考文献

ジェトロ(2011年1月5日閲覧)

<http://www.jetro.go.jp/>

Bangladesh の経済改革の現状について(2011年1月5日閲覧)

<http://www.iist.or.jp/acf/monthly/78/kouza78.html>

廣畑信雄(2004)カンボジア経済入門

### ※カンボジアの事例

カンボジアは 1970 年代から 80 年代にかけて、ポル・ポト政権による虐殺や長期に渡る内戦を経験し、他の東南アジアの国々と比べて経済発展に遅れをとってきた。しかし、近年、計画経済体制から市場経済体制へと転換し、積極的な外資導入政策を推進してきた。カンボジアにおける 2008 年度の対内直接投資額は 108.9 億ドルで、人口的には 10 倍を超える Bangladesh で 08/09 年度の対内直接投資額が 14.1 億ドルだったことを踏まえると、いかにカンボジアが直接投資を促進してきたかがわかる(JETRO)。

カンボジアに投資している国で最近台頭しているのが中国と韓国で、2008 年度においてはこの 2 国で全体の 50% を占めている。また最近ベトナムからの投資も盛んである。業種別に見ると、アンコールワット付近を中心とした観光業が最も多い他、繊維や鉱物、水力発電、資源エネルギーなど産業の多角化にも成功している。これらの多くは対外輸出向けであり、輸入代替型の投資が少ないのが特徴である。

カンボジアが海外直接投資によってうけてきたメリットとしては、第 1 に国内の投資資金の不足を補うことが挙げられる。海外資本の流入は将来的な経済成長へと寄与する。第 2 に雇用の創出が挙げられる。繊維縫製業などの労働集約型の工場進出は非常に大きな雇用創出効果をもたらした。第 3 に投資の波及効果が挙げられる。製造業進出に伴い、貿易、物流、サービス業などの発展が期待される。第 4 にグローバル化への対応があげられる。

こうしたメリットがある一方、本来であればメリットであるはずが、それほど大きな効力を得ていないものもある。第 1 に、進出企業からの税収効果については、企業誘致を再優先する目的で、税制面で大幅な優遇措置をとっているため、期待できない。第 2 に技術移転の効果については、カンボジアにおいては旧式で資本節約的な技術が多く導入されており、このメリットを享受できるまでにはいたっていない。

原材料供給、賃金、裾野産業、土地代、インフラ、自然条件に関しては他国と比べて特に優位性は見られない。政治的な安定も前提条件にしか過ぎない。廣畑はカンボジアの投資の増加した理由としては同国の政策によるものが大きいと結論づけている。

途上国においては消極的な政策を採用するケースも多い。これは、進出する外国企業が経済を支配することを懸念することに由来している。また、国内産業の保護に重点をおいて段階的な自由化を行う幼稚産業保護政策も一般に採用されている。それらと比較するとカンボジアの投資誘致政策は自由化に積極的と評価することが出来る。土地の所有に関する事項を除いてはカンボジア資本と外国資本を法的に区別していない。業種による参入障壁が存在しないため、幼稚産業の保護政策は取ることができなくなっている。これはもともと保護すべき既存産業が存在しなかったということが理由として挙げられている。また利益の海外への送金も認められている。

投資法による優遇措置は、先行する ASEAN 諸国と同様に、(1)法人税の免除期間の設定(最高 8 年)、(2)法人税の軽減措置(20%→9%)、(3)欠損金の繰越容認措置(5 年以内)、(4)配当金の非課税措置、(5)関税免除措置などが盛り込まれている。また同法の特徴として、(1)大規模な投資、(2)労働集約型産業、(3)輸出型産業、(4)国境地域に近い地方部への投資、(5)女性やハンディキャップ者を雇用する投資を優遇しており、それぞれ法人税を下げたり、免除期間を延長したりしている。